

ひとり親家庭自立支援給付金事業

高等職業訓練促進給付金等事業

20歳未満の子どもを養育しているひとり親家庭の父または母が、経済的自立に効果的な資格取得のため、2年以上養成機関で修業する場合に、修業期間中の生活の負担軽減のために、高等職業訓練促進給付金を支給するとともに、入学時の負担軽減のため、高等職業訓練修了支援給付金を支給します。

●支給額・期間

高等職業訓練促進給付金	市民税非課税世帯	月額 100,000円	修業期間の全期間 (上限2年)
	市民税課税世帯	月額 70,500円	
高等職業訓練修了支援給付金	市民税非課税世帯	50,000円	修了後に支給
	市民税課税世帯	25,000円	

●対象者 ※ひとり親家庭の父または母で、次の要件を全て満たす方

- ①市内に住所を有する方
- ②児童扶養手当を受給しているか、または同等の所得水準にあること
- ③養成機関において2年以上のカリキュラムを修業し、対象資格の取得が見込まれること
- ④仕事または育児と修業の両立が困難であること、および資格取得後の就業が効果的に図られると認められる方
- ⑤過去に高等職業訓練促進給付金を受けたことがない方
- ⑥通学制の養成機関で修業する方(通信教育は含まない)

●対象資格 看護師・准看護師・介護福祉士・保育士・理学療法士・作業療法士

- #### ●申込方法
- 申請には、事前相談が必要です。事前相談では、資格取得への意欲や能力、資格の取得見込み、現在の生活状況などを確認し、支給の必要性を判断します。
※相談の結果、支給の必要性がないと判断する場合があります。
また、募集人数に限りがありますので、あらかじめご了承ください。

自立支援教育訓練給付金事業

20歳未満の子どもを養育している、ひとり親家庭の父または母の主体的な能力開発の取り組みを支援するもので、雇用保険の教育訓練給付の受給資格を有していない方が対象教育訓練を受講し、修了した場合、経費の20%(4千円以上で10万円を上限)を支給します。

●対象者 ※ひとり親家庭の父または母で、次の要件を全て満たす方

- ①市内に住所を有する方
- ②児童扶養手当を受給しているか、または同等の所得水準にあること
- ③雇用保険法による教育訓練給付の受給資格を有していないこと
- ④就業経験、技能・資格の取得状況や労働市場の状況などから判断して、当該教育訓練が適職に就くために必要であると認められること
- ⑤過去に自立支援教育訓練給付金を受けたことがない方

●対象講座 雇用保険制度の教育訓練給付の指定教育訓練講座

【参考】http://www.kyufu.mhlw.go.jp/kensaku/T_M_kensaku (厚生労働省ホームページ)

- #### ●申込方法
- 申請には、事前相談が必要です。事前相談では、受給要件や職業生活の展望などを確認し、自立が効果的に図られるかどうか、支給の必要性を判断します。
なお、支給については、受講前に講座の指定を受ける必要がありますので、必ず事前にご相談ください。
※相談の結果、支給の必要性がないと判断する場合があります。
また、募集人数に限りがありますので、あらかじめご了承ください。

問・申 保健福祉部 社会福祉課 ☎81-2273

子育て支援事業・母子家庭支援事業

預かり保育・放課後児童クラブ(学童保育)の利用者募集

4月からの預かり保育および放課後児童クラブの利用者を募集します。

●対象児童 ※仕事などのため昼間保護者が家庭にいない幼稚園児や小学校の児童

- ①預かり保育…幼稚園児
- ②放課後児童クラブ…小学校1～6年生

※希望者が定員を超えた場合は、別の施設に異動していただく場合があります。

●施設・定員・時間

施設	定員		平日の開設時間
	預かり保育 (幼稚園児)	放課後児童クラブ (小学生)	
滝根幼稚園	50人	-	授業終了後～午後7時
三世代ふれあい交流館	-	40人	
大越こども園	30人	-	
大越小学校	-	40人	授業終了後～午後6時
都路こども園	30人	30人	授業終了後～午後7時
岩井沢児童館	20人	30人	
常葉児童生活センター	40人	40人	
船引児童館	-	30人	
わかさ幼稚園	-	160人	

●申込方法

利用申込書に稼働証明書を添付の上、ご提出ください。

※大越小学校・わかさ幼稚園では、申し込みを受け付けていませんので、保健福祉部社会福祉課または各行政局市民課へご提出ください。

●受付期間 1月5日(火)～29日(金)

●その他

- ①滝根幼稚園・大越こども園での預かり保育については、新入園児説明会の際に改めて説明します。
- ②土曜日、春・夏・冬季休業期間中の開設時間と休日は、申し込み時にご確認ください。
- ③保護者負担金(おやつ代や行事経費)など、詳しくは申し込み時にお尋ねください。
- ④放課後児童クラブの利用施設には、各自で通うこととなります。 ※送迎可能な児童が対象です。

問・申 保健福祉部 社会福祉課 ☎81-2273
滝根行政局 市民課 ☎78-1203
三世代ふれあい交流館 ☎78-1112
大越行政局 市民課 ☎79-2113
都路こども園 ☎75-3121
岩井沢児童館 ☎75-2532
常葉児童生活センター ☎77-2080

母子寡婦福祉資金貸付事業

県では経済的な自立や児童の修学などに必要な資金の貸付事業を行っています。貸し付けの種類は、就学支度資金・修学資金など12種類です。貸し付けには申請から審査まで約1カ月の期間を要しますので、貸し付けを希望する場合にはお早めにご相談ください。

●資金貸付の例 ※貸付金額は条件により変わります。

- ①就学支度資金…子どもの学校への入学、もしくは就業施設への入所に必要な経費
貸付限度額：40,600円～590,000円
※学校に応じて限度額が変わります。
- ②修学資金(自宅から通学の場合)…子どもが高校、高専、大学などに修学するために必要な経費
高校…国公立：月額18,000円
私立：月額30,000円
大学…国公立：月額45,000円
私立：月額54,000円

問・申 田村福祉相談コーナー ☎62-2654
保健福祉部 社会福祉課 ☎81-2273

道路の除雪作業にご理解とご協力を!!

◀ 道路沿いの皆さんへ ▶

- 歩道の除雪は、地域の皆さんで協力体制を整えて行いましょう。
- 屋根の雪処理は、各家庭または地域の皆さんの協力でいきましょう。
- 消火栓・防火水槽はいつでも使用できるように、あらかじめ協力体制を整えて除雪を行きましょう。
- 道路への排雪は交通事故のもとです。絶対にやめましょう。

- 除雪車が通った後、玄関先に雪が残ることがあります。除雪車は広い地域を短時間で一斉に除雪しなければならず、玄関先までは手が回りません。玄関先の雪は、各家庭で除雪をお願いします。
- 除雪の妨げにならないように、倒れそうな生垣や植栽、竹林などの維持管理に努めましょう。
- 側溝や路肩に積んである材木や資材は除雪の妨げになります。必ず撤去しましょう。
- 除雪で損傷を受けないように、重要物は移転をするか旗竿などで目印を付けましょう。

◀ ドライバーの皆さんへ ▶

- 路上駐車は除雪作業の障害となり、多くの人の迷惑になりますので、絶対にやめましょう。
- 除雪作業中は危険防止や効率的な除雪作業のため、除雪中の区間を通行止めにする場合があります。
- 雪道は特に道幅が狭くなります。児童・生徒・高齢者に配慮して通行しましょう。

◀ 住民の皆さんへ ▶

- 除雪車が通った直後の道路は滑りやすいので注意しましょう。
- 作業中の除雪車は危険ですので近付かないでください。
- 除雪作業は、なるべく早い時間帯に行うように努めています。除雪や積雪状況などによって、時間帯が遅れる場合もありますのでご了承ください。

問 建設部 建設課 ☎81-2513
各行政局 産業建設課